

資料 1 : 条例名称等意見集約

1. 条例名称 (案)

【 名称案作成にあたりお願いした内容 】

- ① どの市町村の条例であることを明らかにするために、市町村名「栗東市」を入れること。
- ② 末尾に「条例」を付けること。
- ③ 条例の内容を的確かつ簡潔に表すこと。
- ④ アルファベットは使用しないこと。
- ⑤ (仮称) 障がい者のコミュニケーション支援に関する条例(案)には、「情報」と「コミュニケーション」の言葉を入れること
名称が思い浮かばない場合は、名称入れたいキーワードのみでも可。

※以下、()内の数字はご意見をいただいた方的人数を表しています。

①	手話 (案)	名称 (案)	栗東市手話言語条例 (8)
		理由	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔でわかりやすいと思います (2) ・シンプルでわかりやすい (3) ・わかりやすい (1) ・イメージとしてストレートの方がよい (1) ・仮称の名前に親しんでいる (1)
①	手話 (案)	名称 (案)	栗東市言語としての手話の認識の普及等に関する条例 (2)
		理由	<ul style="list-style-type: none"> ・栗東市における手話言語条例制定に関わって、障害者のコミュニケーション支援に関する条例と一本化しなかった大きな理由として、「まず手話を言語として認識し、普及させていくことが重要」との強い信念があったからです。その事を検討委員会内で尊重していった背景をもふまえて、その信念を主題に入れた方が栗東市としての取り組みの姿勢を明確にし、かつ、オリジナリティ(独自性)が出せると考えます。(1) ・意味がつかみやすい (1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市要約筆記・点字・音訳等障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進する条例 (1)
		理由	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容が記してある方がわかりやすい (1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市障害者の情報取得・コミュニケーション促進条例 (1)
		理由	記載なし

資料 1 : 条例名称等意見集約

②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例 (1)
		理由	・「情報・コミュニケーション条例」ができることで栗東市の市民のみなさんが障害の有無に関係なくつながっていければと思うから。(1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市障害者のコミュニケーション支援及び情報取得に関わる条例 (2)
		理由	・栗東市における障害者のコミュニケーション支援に関する条例の大きな特徴として、多様な障害者のコミュニケーション支援が障害者における情報取得保障となることを打ち出していることです。その特徴を主題に入れた方が栗東市としての取り組みの姿勢を明確にし、かつ、オリジナリティ(独自性)が出せると考えます。(1) ・改正障害者基本法の主旨に沿っている(1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市障害者への情報伝達ためのコミュニケーション条例 (1)
		理由	・「情報」と「コミュニケーション」、「」の言葉を入れた。テーマとして。(1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進と情報の取得に関する条例 (1)
		理由	・簡潔にするとわかりにくい為、省略することなくそのままを名称にしました。(1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市障害者の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例 (1)
		理由	・内容が簡潔にわかる条例名称がよいと思う(1)
②	コミ (案)	名称 (案)	栗東市市民共同参画情報コミュニケーション条例 (1)
		理由	・障がいを持つ人持たない人たちも同じ土台で考え生活しやすいまちづくりへつながるように(1)

キーワード(案) ※自由記載

人と人と 絆
つなぐ 社会

資料1：条例名称等意見集約

2. 言葉の使用について

「もどかしい」という言葉の使用に関して、②（仮称）栗東市障がい者のコミュニケーション支援に関する条例（案）の前文に「もどかしい」という言葉を使用しており、この「もどかしい」の表現に関して、みなさんの使用状況についてお伺いしたいと思います。

質問① 「もどかしい」という言葉をご存知ですか？
1. はい (9) 2. いいえ (1)
質問② 質問①で 1. はい と回答された方にお聞きします。 「もどかしい」という言葉を使用したことがありますか？（例. 会話、読み、書き等）
1. はい (5) 2. いいえ (4)
質問③ みなさんにお聞きします。条文の中で「もどかしい」という言葉を使用することについてご意見をお願いいたします。 ※自由記載
<p><input type="radio"/> 肯定的なご意見</p> <p><input checked="" type="radio"/> 再考を求めのご意見</p> <p><input type="radio"/> 思いを端的に言い得ていて、分かりやすいと思います。</p> <p><input type="radio"/> つらい思いの心の中を表現できていると思います。</p> <p><input type="radio"/> 情報取得のためにも、いろいろ知ったり学ぶ必要があると思うので、使用してよいというか、すべきなのかも知れない。</p> <p><input type="radio"/> 条文の中で使用してもよいと思います。（文書だから） 多くの方がご存知だろうし、正式な言葉でもあります。手話表現は同じ意味のことを表現されたらよいと思います。</p> <p><input checked="" type="radio"/> ろう者は使わない言葉をコミ支援条例に使うのは難しい。誰もが分かる言葉に言い換えた方がよい。例. 上手くできなくて“悔しい”</p> <p><input checked="" type="radio"/> あえて条例で使用する必要があるのか？広辞林に載っているのか？「もどかしい」よりは、「はがゆい」の方が聞き慣れている。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 馴染みがない言葉だと考えるので、別の表現の方がよいと思う。</p> <p><input checked="" type="radio"/> もどかしい思いはしても、常につらい思いをするわけではないと思うので、「もどかしくてつらい思いをする現状がある」という表し方に少し違和感があります。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 条例文を読むと、もどかしいという言葉がなくても、十分に主旨は伝わると思うので、「つらい思いをする」の言葉だけで良いと思います。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 条例の文章の中に使うにはあまり良いイメージではない。</p>